○法務省告示第二百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

岡本株式会社	ニット製品製造
リズム食品株式会社	惣菜製造業

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社ロジック	防水施工

○法務省告示第二百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十九年五月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社平和商会	仕上げ

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社Ｉ．ＳＴＥＰ	とび
長屋建設工業株式会社	型枠施工、鉄筋施工
株式会社村上塗装工業所	塗装
城南建設株式会社	建設機械施工
有限会社ボデーショップ佐野	塗装

○法務省告示第二百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社ａｔｅｌｉｅｒ　ｓａ	建築大工

○法務省告示第二百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社サンテクニカル	溶接

○法務省告示第二百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社たのひら仙台店の項中「宮城県仙台市泉区南光台東一丁目五十三番十八号」を「宮城県仙台市泉区八乙女一丁目三番地の七」に改める。

○法務省告示第二百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

ホテルモントレ株式会社	ホテル業務
宮平観光株式会社	ホテル業務

大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号マルイト難波ビル	
沖縄県石垣市美崎町四番地の九	

○法務省告示第二百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社ノースマイティ	自動車整備

北海道根室市西浜町二丁目十五番地	

○法務省告示第二百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年三月十六日法務省告示第百十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号中「平成二十六年三月二十七日」を「平成二十九年五月二十四日」に改める。

○外務省告示第百七十六号

昭和五十五年十二月二十二日に東京で作成された「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定」の有効期間は、その第二十四条の規定に従い、平成二十九年五月二十五日から五年間延長される。

（平成二十九年四月二十四日付け東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター事務局長書簡）

平成二十九年五月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二